

令和8年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和8年5月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

令和8年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏 名	備 考
○		1	大 塚 寛	
	○	2	貝 瀬 正 美	
○		3	高 橋 祐 次	
○		4	小 岩 孝 徳	議事参与の制限
○		5	韭 澤 芳 子	
○		6	井 口 恒 一 郎	
○		7	星 仁 右 ヱ 門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
	○	15	櫻 井 信 夫	
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏 名	備 考
○		星 野 崇	
○		星 野 巧	
○		櫻 井 紀 彦	
○		菅 井 智 弥	

令和 8 年度

第 2 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和 8 年 5 月 2 5 日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 16 番 佐藤 陽二 委員 1 番 大塚 寛 委員
3	報告第 1 号 報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
4	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 14 時 25 分

令和８年度 第２回魚沼市農業委員会総会議事録

令和８年度第２回魚沼市農業委員会総会は、令和８年５月２５日魚沼市役所本庁舎３階３０１、３０２会議室に招集された。

- １．出席委員は、別紙１のとおりである。
- ２．本総会に付議された事件は、別紙２のとおりである。

事務局（星野事務局長）

お疲れ様でございます。定刻の時刻になりましたので、まず総会に先立ちまして出席者数の報告でございます。委員定数１９名のうち、議席番号２番の貝瀬正美委員、議席番号１５番櫻井信夫委員の２名から欠席の報告いただいております。出席者数は１７名ということで、魚沼市農業委員会会議規則第７条の規定によって定数に達しておりますので、これから令和８年度第２回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

まず、初めに上村会長からご挨拶いただきます。

（時刻は１３時３０分）

上村会長

（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第１報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（星野事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第１地区部会会長（菰澤芳子委員）

第１部会では、特に報告するようなことはありません。

議 長（上村会長）

第２地区部会会長は欠席です。

第３地区部会会長（佐藤洋一委員）

第３部会、特に報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会も報告事項はございませんが、第4部会の方々、協議していただきたいことがございますので、総会終了後、後方へお集まりください。以上です。

広報部会会長（阿達正委員）

広報部会も特にございません。

議長（上村会長）

それでは、日程1の報告事項、それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。議席番号16番佐藤陽二委員及び議席番号1番大塚寛委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は37件、100筆、114,268.31㎡の届け出がありました。番号が1から始まるものについては賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約、3から始まるものについては不明権利による貸借の契約になります。

解約の理由としては、第三者に賃借権設定、経営規模縮小のため、契約内容の変更、公共事業による用地売却、賃借人への売却、耕作していない土地であったためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局から報告がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、今月は17件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。また、事務処理要領の改正により、通知書の交付が希望者のみとなりました。今回で言う整理番号16番なんですけども、希望されなかった方については通知書は交付せず、通知期日の欄は斜線としております。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買3件、所有権移転贈与3件、賃貸借権設定14件、使用貸借権設定5件です。

なお、整理番号2番については、議事参与の制限がありますので、最初に説明いたします。

議長（上村会長）

それでは**番**委員の退席をお願いいたします。

（**委員退席）

事務局（星野係長）

整理番号2	申請地	*****	田	2,232 m ²
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が耕作できなく、今まで譲受人が耕作していた申請地を経営規模拡大を希望していた譲受人と売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

議長（上村会長）

議案第1号整理番号2番について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大塚寛委員

整理番号2番ですが、5月21日に電話で連絡を取りまして、5月22日に譲受人から立ち会っていただき、志田推進委員と2人で現地を確認してきました。申請地は現時点では作付けはされていませんでしたが、譲受人によりますと、年に1回から2回程度、草刈り及び耕運などを行い、管理しているそうです。また自分の田んぼと隣り合わせのために、近々改良工事を行いまして、田んぼの面積を広げたいというようなことでした。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

議長（上村会長）

それでは、整理番号2番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

それでは、続いて整理番号1番から事務局よりお願いいたします。

（**委員着席）

事務局（星野係長）

整理番号1 申請地 **** 畑 306 m²
権利種別 所有権移転 売買 **** 円
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地の畑に入る進入路がないため耕作しづらく、家庭菜園として使用したい申請地に隣接する譲受人と売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後とも効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 畑 109 m²
権利種別 所有権移転 売買 **** 円
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、耕作便利のためです。譲渡人が高齢になり耕作できず、譲受人の自宅に隣接する畑が耕作便利のため、売買の話がまとまり、合意に至ったものであります。今後とも効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 田ほか1筆 合計 1,589 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が県外に住んでおり、申請地を耕作できないため、申請地の近隣で耕作している譲受人に贈与する話がまとまったものであります。今後とも効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 **** 畑 79 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作できないため、経営規模の拡大を希望している親戚である譲受人に贈与することで話がまとまったものであります。譲受人は農業経験も十分ありますので、今後とも効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6 申請地 **** 畑 748 m²
権利種別 所有権移転 贈与
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が耕作をできなくなったため、同級生であり経営規模の拡大を希望している譲受人へ贈与することで話がまとまったものです。譲受人は大型機械も所有し、農業経験も十分ありますので、今後とも効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7 申請地 **** 田ほか1筆 合計 3,798 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
 契約期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日 5年間
 借受人 ****
 貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が市外に居住しており耕作できないため、借受人を知人から紹介され、耕作に信頼ができたため、経営規模の拡大を図る借受人と話がまとまったものです。借受人は大型機械も所有していますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号8 申請地 **** 田ほか1筆 合計 807 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
 契約期間 令和8年6月1日から令和18年5月31日 10年間
 借受人 ****
 貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢になり耕作できなくなったため、借受人が同じ集落で田んぼが隣接していたので、経営規模を拡大したい借受人と話がまとまり、申請するものです。借受人は大型機械も所有していますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号9 申請地 **** 田ほか1筆 合計 782 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
 契約期間 令和8年5月25日から令和18年5月24日 10年間
 借受人 ****
 貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人は耕作ができないため、経営規模の拡大をしたい借受人と話がまとまり、申請するものです。借受人は農業経営に意欲があり、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号10 申請地 **** 田 385 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円 (****円/10a)
 契約期間 令和8年6月1日から令和11年5月31日 3年間
 借受人 ****
 貸付人 ****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地を耕作していた前借受人の経営規模縮小のため、隣接している農地で耕作している借受人に話があり、経営規模を拡大したい借受人と話がまとまったものです。借受人は大型機械も所有していますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号11番、12番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 11 申請地 * * * * * 田ほか 10 筆 合計 16,205 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
 契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日 5 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

整理番号 12 申請地 * * * * * 田ほか 13 筆 合計 11,682 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
 契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日 5 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約の満了により賃貸借の設定をし、経営規模拡大、耕作の効率化を図るためです。借受人は農事組合法人であり、大型機械を所有し、農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 13 番から 15 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 13 申請地 * * * * * 田ほか 1 筆 合計 3,027 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
 契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日 10 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

整理番号 14 申請地 * * * * * 田ほか 29 筆 合計 24,112 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
 契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日 10 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

整理番号 15 申請地 * * * * * 田ほか 1 筆 合計 4,633 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
 契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日 10 年間
 借受人 * * * * *
 貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。3 件の申請地につきましては、整理番号 14 番の貸付人が耕作していましたが、耕作できなくなったため、経営規模の拡大を希望していた借受人と話がまとまり、申請するものです。借受人は大型機械も所有していますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 16 申請地 * * * * * 田 712 m²
 権利種別 賃貸借権設定 賃借料 * * * * * 円 (* * * * * 円/10a)
 契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 26 年 12 月 31 日 19 年間

借受人 *****

貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。前耕作者が高齢になり耕作できなくなったため、借受人が経営規模の拡大を図ることができるため、話がまとまったものです。借受人は大型機械を所有していますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 17 申請地 ***** 田 4,682 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10a)
契約期間 令和8年6月1日から令和18年5月31日 10年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人は県外に居住しており、高齢で耕作もできないため、今まで借受人により耕作されてきましたが、賃貸借契約の満了により、10年間の賃貸借の再設定をし、経営規模の拡大を図るためです。借受人は大型機械を所有していますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 18 番、19 番につきましては、借受人が同じですので、申請理由についてはまとめて説明させていただきます。

整理番号 18 申請地 ***** 田ほか3筆 合計 6,672 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10a)
契約期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日 5年間
借受人 *****
貸付人 *****

整理番号 19 申請地 ***** 田 742 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10a)
契約期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日 5年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。整理番号 18 番については、貸付人が高齢等の理由で耕作できなくなったため、整理番号 19 番については、貸付人が管理等作業をする時間がなくなったためです。借受人は農事組合法人であり、大型機械を所有し、農業経験がありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 20 申請地 ***** 田ほか6筆 合計 4,180 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10a)
契約期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日 5年間
借受人 *****
貸付人 *****

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢で耕作できず、申請地を耕作していた前耕作者より賃貸借契約期間が終わるため、

経営規模拡大を希望していた借受人に耕作の話があり、申請するものです。今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 21 番から 23 番は、農業者年金受給及び経営移譲に伴う使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

整理番号 24 申請地 * * * * * 畑 1,205 m²
権利種別 使用貸借権設定
契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日 5 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。この度、借受人が農業を始めるため貸付人より協力していただき、申請地を耕作することができたため、申請するものです。借受人は法人での農業経験があり、経営規模を拡大していく予定であり、農業に対しても意欲的であり、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号 25 申請地 * * * * * 田 575 m²
権利種別 使用貸借権設定
契約期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日 5 年間
借受人 * * * * *
貸付人 * * * * *

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人が高齢で耕作できないため、新規就農を検討していた借受人と話がまとまり、申請するものです。農業に対して意欲的であるため、効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号 1 番から 25 番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。第 1 号議案については以上です。

議 長（上村会長）

議案第 1 号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田久委員

整理番号 1 番ですが、5 月 16 日に譲受人より話を伺いました。5 月 19 日に現地を確認の上、譲渡人宅に伺い、状況を確認してきました。事務局説明のとおりでありますので、問題ないと考えています。

整理番号 10 番についてであります。3 月の末にこの件について譲受人より事前に情報をもらっておりまして。5 月 16 日に該当地の田植えを既にしており、また、譲受人宅の作業所の隣であるため、管理も十分できると考えておりますので、問題ないと考えております。以上です。

上村喜久雄委員

整理番号3番・6番につきましては、5月19日双方の譲受人に確認をいたしました。5月20日に現地を確認しました。特に問題はありません。

また、整理番号18番・19番につきましても借受人が同所というようなことで、借受人に電話で確認をいたしました。現地も併せて確認し、事務局が説明したとおり、特に問題はないです。

佐藤陽二委員

整理番号4番ですが、5月21日に現地確認及び譲受人にお会いして話を聞きました。以前から耕作をしている土地でありましたし、現地確認したところ、作付けの準備で耕機・トラクターで耕してありましたので、全く問題ないと思います。

佐藤洋一委員

整理番号5番ですが、5月21日に譲受人と確認をいたしました。譲受人は田畑を耕作しており、何ら問題はないと思われます。

井口恒一郎委員

整理番号7番につきましては、5月19日に両者に電話で確認をさせていただいております。また、現地確認を5月20日にさせていただいております。なお、5月22日に田植えがなされておりますので問題はないかと思っております。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

整理番号16番につきましては、同じく5月19日に訪問により両者に確認をさせていただいております。5月20日に現地確認をさせていただきました。なお、こちらも5月23日に田植えがなされております。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

小岩孝徳委員

整理番号8番について説明したいと思っております。5月21日午前10時に志田推進委員、借受人、貸付人立ち合いのもと現地確認を行いました。当該圃場は今まで貸付人が耕作されていたが、高齢のため耕作できなくなったので、近くに圃場がある借受人にお願いされたとのことでした。借受人は機械の所有もあり、今後も耕作を続けていくということなので問題はないかと思われます。

星野幸夫委員

整理番号9番について、5月22日に借受人に電話での聴き取りを行い、申請内容に間違いがないことを確認しました。翌日5月23日に仲丸推進委員と現地を確認し、現地は耕作準備等が的確に管理されており、これからの耕作に何の問題もないと考えます。

整理番号17番について説明します。5月22日に借受人に電話での聴き取りを行いました。申請内容についても間違いがないということを確認しました。翌日5月23日に仲丸推進委員と現地確認を行いました。現地は的確に管理されており、今後の耕作に何の問題もないと考えます。

議長（上村会長）

続いて、整理番号11番・12番については、事務局の報告のとおりといたします。

桑原正文委員

整理番号 13 番・14 番・15 番ですが、5 月 19 日に貸付人のお宅に訪問してお話を伺いました。他の二人についても貸付人から十分説明をして、賃貸借について了解をもらってあるそうです。また、5 月 23 日に借受人と電話連絡を取りました。内容については事務局の説明どおりであります。

穴沢勝也委員

整理番号 20 番ですが、5 月 23 日に連絡を取りまして、借受人とお話をさせていただき、徐々に規模拡大をして耕作に意欲的であり、今後も引き続き意欲的に耕作されると思います。問題ないと思います。詳細は事務局のとおりです。

議 長（上村会長）

議案第 1 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないので、採決に入ります。採決は権利の種別ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号 1 番・3 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号 4 番から 6 番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定に係わる整理番号 7 番から 20 番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係る整理番号 21 番から 25 番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 25 番まで、特に問題なしというようなことで、許可をいたします。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 27 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 2 件です。

桑原正文委員

整理番号 2 番ですが、3 月に事前に申請人から私のほうに情報提供があった件で、この 5 月 24 日に現地を確認してきました。内容については事務局の説明のとおりです。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないので、採決に入ります。採決は一括行います。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番並びに 2 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 3 号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書 29 ページをご覧ください。

議案第 3 号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について、今月は除外 2 件について意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

従いまして、変更案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

整理番号 1 申請人 ****

申請地 **** 田 531 m²

変更理由 製粉工場建設に伴う駐車場、トラックヤード及び資材置場敷地とするための除外

申請地は**地内の農振農用地です。申請人は***に本拠をおき、米穀の卸売り及び小売事業、製粉の小売事業等を営んでおりますが、今後の事業の拡大を図るため、申請地の隣接地へ製粉工場の建設を予定しており、それに伴い申請地を附随する駐車場、トラックヤード及び資材置場敷地に要する農地転用をするために除外の申請があったものです。

整理番号 2 申請人 ****

申請地 **** 田 530 m²

変更理由 酪農用畜舎建設及び飼料、資材置場敷地とするための除外

申請地は**地内の農振農用地です。申請人は酪農業を営んでおり、事業の拡大を図るため、酪農用畜舎の増設及び飼料、飼育資材置場に要する農地転用をするために除外の申請があったものです。

2 件の除外についての説明は以上となりますが、除外変更が認められますと、後日改めて、農地転用許可申請が提出される予定です。以上です。

議長（上村会長）

議案第 3 号につきまして、それぞれ事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定についての整理番号 1 番及び 2 番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の 31 ページをご覧ください。

議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和 8 年 5 月 11 日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くこととなっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定より意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権設定	件数	96 件
	筆数	231 筆
	面積	286,752.27 m ²

所有権移転	件数	2 件
	筆数	8 筆
	面積	6,421.00 m ²

なお、促進計画につきましては、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和 8 年 7 月 31 日からとなります。

